

子ども会賠償責任保険に関する質問&説明

公益社団法人全国子ども会連合会

子ども会損害賠償責任保険について、支払対象判断を中心に、特に多いご質問とそれに対する説明を記載いたします。
この説明は、約款（特約）を中心とした説明（過去の事例を含む）となります。

子ども会賠償責任保険で保険金請求対象となる事故は、

- ◎ 子ども会の行事中である
- ◎ 「子ども会として」被害者から法律上の損害賠償責任を求められる事故である
- ◎ 被害者から求償（修理要求等）がある

以上の場合が請求対象の基本となります。

お支払する保険金の説明

補償内容	補償内容の説明
損害賠償金	被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
施設所有（管理）者賠償責任保険	施設の所有者・占有者が負担する恐れのある賠償リスクをカバーする保険
借用イベント施設損壊補償特約	イベントに使用する目的で日本国内において他人から貸借する建物およびその建物と同時に貸借した什（じゅう）器備品が、不測かつ突発的な偶然な事故に起因して滅失、破損または汚損したことにより、借用施設について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して支払われる特約。但し、公道などの道路等は建物には該当しませんので補償対象外です。
飲食物危険補償特約	提供した飲食物が原因となり、第三者の身体に障害を与えた場合に支払われる特約

受託者賠償責任保険	他人から預かった物の損壊（滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。）について、持ち主に対する賠償責任をカバーする保険
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは講師に必要な手続きをするために要した費用
権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に損害額の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用
協力費用	引受保険会社が損害賠償請求者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用
損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用

① こんな場合、損害賠償の対象になりますか？

項番	対象判断	質問内容	説明	参照・・・HP 「子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」
1	行事以外	子ども会行事へ参加するため自転車で走行中、誤って他人にぶつかりケガをさせてしまった。支払対象になりますか？	子ども会の賠償責任保険は、行事中のみが対象です。集合場所と自宅の往復途中は対象外です。	保険金をお支払いできない 主な場合②
2	役員 指導者	ソフトボールの監督が学校のグラウンドの端に自家用車を停めていた。 ソフトボール活動中、偶然ボールが自家用車の方向へ飛んでボンネットに当たりへこんだ。その修理代は出ますか？	行事中における役員・指導者等（同居の親族を含む。別居の親族は含まない）の身体傷害・財物損害は対象外です。	保険金をお支払いできない 主な場合④

項番	対象判断	質問内容	説明	参照・・・HP 「子ども会賠償責任保険の 補償内容のご案内」
3	借用物	子ども会行事のために、子ども会とは関係ない方から「かき氷器」を借りましたが、操作を誤って壊してしまいました。補償はありますか？(借用書あり)	補償対象になります。お祭り開催時に外部から借りた山車、廃品回収時に外部から借りたリヤカー、運動会開催時にレンタル業者から借りたテント等も対象となります。但し、自動車は対象外となります。 (1事故につき免責金額3,000円で、全子連全体で年間累積1,000万円が支払限度額です。)	受託者賠償責任保険を適用 借用していることが証明できる書類が必要
4	借用物	学校のグラウンドを借りて行事(ソフトボール、祭り等)を行っていた際、学校からグラウンドと同時に借用したもの(ソフトボールの際に借りたネットやベース、炊飯行事等で借りた家庭科室の炊飯器等)は対象となりますか？	行事で貸借する建物と同時に賃借するもの以外は、「受託者賠償責任保険」が適用されます。 (1事故につき免責金額3,000円で、支払金額は全子連全体で年間累積1,000万円が限度額になります。)	受託者賠償責任保険を適用 借用していることが証明できる書類が必要
5	販売 提供品	お祭り等で子ども会が屋台で提供した食品によって食中毒が発生した場合、対象となりますか？	子ども会が販売又は提供した飲食物に起因する損害賠償責任も補償対象になります。 ただし、保険期間中に提供し、保険期間中または保険期間終了後72時間以内に発生した身体障害に限ります。	飲食物危険補償特約を適用
6	自動車 賠償	子ども会行事(廃品回収)のために好意で車を借用し、その廃品回収のため運転中、誤って第三者の塀をこわした。対象となるか？	借用自動車に限らず、自動車の運行管理に起因する損害賠償(対人・対物)は、その車についている保険(自賠責保険、自動車保険)により補償することになり、子ども会の賠償責任保険では対象外となります。	保険金をお支払いできない 主な場合⑦ 車両の使用中的事故につき 対象外

項番	対象判断	質問内容	説明	参照・・・HP 「子ども会賠償責任保険の 補償内容のご案内」
7	競技中 競技中以外	ソフトボールの練習で、打球がピッチャーの顔面に当たり、メガネが壊れてしまった。支払えますか？	一般的には、ソフトボールに限らず、また試合中・練習中に限らず、正当な競技規則に従った行為では損害賠償そのものが発生しません。メガネ以外の他の財物、相手のケガも同様です。また、観客についても競技参加者とみなされ、同様に損害賠償が発生しません。 なお、スポーツ競技中以外の場合は、事故の状況により対象か否かを確認することになります。	「保険金をお支払いできない場合」(※)をご確認ください。 法律上の損害賠償責任が発生しない場合は支払要件を満たさないため、支払対象外となります。
8	車両 (自転車)	行事(サイクリング等)中に、運転していた自転車が他人に接触しケガを負わせた。請求は可能ですか？	主催者に賠償責任が及ぶ事故であれば、請求は可能です。被害者側にも過失割合がある場合は、過失割合によるお支払いとなります。	「この保険は」②を確認ください 「保険金をお支払いできない場合」(※)をご確認ください
9	闘争行為	子ども会活動にて待機中、子ども同士がふざけあって一方にケガを負わせた。請求はできますか？	参加している子どもの行為により主催者以外の会員が死傷した場合は、この保険の支払対象となります。ただし、子ども同士の喧嘩は子ども会の管理責任によるものとは言えないため支払いの対象外となることが一般的です。	「この保険は」②を確認ください。 「保険金をお支払いできない場合」(※)をご確認ください

項番	対象判断	質問内容	説明	参照・・・HP 「子ども会賠償責任保険の 補償内容のご案内」
10	活動中	子ども会活動中に子ども同士がふざけていたところ相手のメガネを破損した。補償対象になりますか？	子ども会活動中の子どもは第三者とみなしません。財物に損害を与えた場合でも保険金支払い対象外です	この保険は第三者の財物に損害を与えた場合に法律上の損害賠償責任を支払う保険のため支払対象外です。
11	他子ども会	子ども会活動中、たまたま隣で別の子ども会が行事をしていて、別の子ども会の子どもにケガをさせてしまい、子ども会に損害賠償を求められた。対象となりますか？	同一行事でなければ、他の子ども会は第三者とみなすことができますので対象となります。	

② 他に保険（共済）がついているけど・・・

項番	対象判断	質問内容	説明	参照・・・HP 「子ども会賠償責任保険の 補償内容のご案内」
12	他保険	子ども会の賠償責任保険以外に、賠償責任保険のついた他の保険（スポーツ安全保険、コープ共済等）にも加入している場合、どのようにすればよいですか？	子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》加入者（甲）欄「他の賠償責任保険加入有無」欄に他保険分を報告してください。子ども会の担当保険会社から、他保険の詳細情報（連絡先等）を照会される場合もあります。 なお、子ども会賠償責任保険・他保険をあわせても、支払われる保険金が損害賠償額を超えることはできません（請求関係書類として立替払いされた証憑の提出が必要です）。	

③ 結局いくら払われるの？

項番	対象判断	質問内容	説明
13	損害額 支払保険金	引受保険会社から、子ども会に損害賠償責任が発生する（被害者側に過失が無いケース）との算定が出た。最終的にいくら保険金が出るのか？	提出された書類等により、引受保険会社で決めることとなります。 【物損事故のケース】 修理対応が可能な場合は、修理見積の妥当な修理金額が「損害額」となります。（購入年月と購入額から算定した時価額がお支払いの限度となります） 修理が不可能なもの（全損）と認められる場合は、購入年月と購入額から時価額を算定し「損害額」とします。 【計算式】 「損害額」×支払割合（例では100%）－免責金額（子ども会の自己負担額※） ＝支払額（保険金） ※【子ども会損害賠償責任保険の一事故あたりの免責金額（子ども会の自己負担額）】 ・対物事故：0円（外部からの借用物は3,000円） ・対人事故：0円

なお、以下の点にご留意願います。

＜被害者に対して＞

事故が発生し、損害を与えたと思われる場合は、当然ですが、被害者に対し誠意をもってご対応ください。

＜保険利用に際して＞

事故が発生した場合は、まず子ども会賠償責任保険事故報告書《第一報》を市区町村子連等の窓口へご提出ください。

（用紙は全子連のホームページに掲載してあります。）

その後、都道府県子連（指定都市子連）・全子連を通して引受保険会社へ報告されます。

あわせて、（物損の場合は）写真・見積書のご準備をお願いします。（ご提出時期は別途ご連絡いたします）

※ご注意： 全国の引受保険会社の窓口では、子ども会賠償責任保険の事故の受付・照会はおこなっておりません。

このチラシは概要を説明したものです。詳しくは施設所有（管理）者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

保険金の支払可否は、送付いただいた事故報告書等に基づき引受保険会社が判断します

■取扱代理店

株式会社 保険代行社

〒141-0031 東京都品川区五反田3-7-14 三信ビル9F

TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19

TEL 050-3460-8162 FAX 03-6734-9609

（2025年11月承認）B25-102424